

## 山梨県個人住宅建設資金貸付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自ら居住するための住宅を建設し、若しくは改修し、又は住宅を購入する者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構の業務委託金融機関（以下、「受託金融機関」という。）から住宅の建設若しくは改修又は、購入の資金（以下、「資金」という。）を貸し付けることにより、持家を推進し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の建設を促進することを目的とする。

### (貸付対象者)

第2条 資金の貸付の対象となるものは、次の各号の一に該当し、山梨県内に居住して、資金の償還の見込が確実である者及び資金の貸付対象となる住宅（以下、「貸付住宅」という。）に自ら居住する者で、住宅の新築又は購入、若しくは改修に要する費用から独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」という。）の融資を差し引いた残額を自ら調達することが困難であると認められる者とする。

- (1) 機構の個人住宅資金の融資を受けて住宅（以下、「新築住宅」という。）を建設する者。
- (2) 機構の住宅改修資金の融資を受けて住宅（以下、「改修住宅」という。）を改修（増築、改築、修繕又は耐震改修等をいう。）する者。
- (3) 山梨県住宅供給公社で分譲する住宅（以下、「分譲住宅」という。）を購入する者。
- (4) 機構融資対象住宅である建売住宅（以下、「建売住宅」という。）を購入する者。
- (5) 機構のマンション購入資金の融資を受けて住宅（以下、「マンション」という。）を購入する者。
- (6) 機構の中古住宅購入資金の融資を受けて住宅（以下、「中古住宅」という。）を購入する者。

### (利子補給)

第3条 県は、この目的を達成するため、受託金融機関に対して利子補給するものとし、利子補給期間、利子補給の対象及び利子補給率は、別に定めるものとする。

### (貸付条件等)

第4条 資金の貸付限度額、貸付期間及び貸付利率は、その該当各欄に掲げるとおりとする。

住宅の種類	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
新築住宅	一件につき400万円以内	15年以内	年3.00%
改修住宅	一件につき200万円以内	10年以内	
分譲住宅	一件につき400万円以内	15年以内	
建売住宅	一件につき400万円以内	15年以内	
マンション	一件につき400万円以内	15年以内	
中古住宅	一件につき400万円以内	15年以内	

(償還方法)

第5条 貸付金の償還は、貸付を受けた月の翌月から元利均等割賦償還又はボーナス併用元利均等割賦償還とする。

ただし、貸付金の残元金の金額を繰上償還することができる。

(抵当権の設定)

第6条 資金の貸付を受けようとする者は、原則として受託金融機関に貸付住宅又は貸付住宅の敷地について、抵当権を設定するものとする。

(貸付期間)

第7条 資金の貸付期間は、分譲住宅及び建売住宅にあつては自己資金を納入する時とし、新築住宅及び改修住宅にあつては担保権設定契約の締結その他所定の手続きが完了した時とする。

(違約金)

第8条 資金の貸付を受けた者が支払期日までに償還金を支払わなかったときは、受託金融機関の定めるところにより計算した違約金を徴収するものとする。

(申込方法)

第9条 資金の貸付けを受けようとする者は、山梨県個人住宅建設資金借入申込書(第1号様式)を受託金融機関に提出するものとする。

2 借入申込みを行うことができる期間は、知事が別に定めるものとする。

3 借入申込は、機構資金の申込みと同時に行うものとする。ただし、知事がやむを得ない事情と認める場合においては、この限りでない。

(審査及び貸付決定)

第10条 受託金融機関は、前条の借入申込書を受理したときは、当該借入申込について元利金の償還の見込み等を審査のうえ、貸付有資格者名簿を知事に提出するものとする。

2 知事は、貸付有資格者名簿に基づき貸付者を認識し、受託金融機関へ通知するものとする。ただし、当該資金の貸付有資格者の借入申込金額が貸付枠を超えるときは、抽選により貸付けをするものとする。

3 受託金融機関は、前項の知事の承認に基づき、借入申込者に貸付決定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(購入証明書)

第11条 第10条の規定により貸付決定通知書の交付を受けて分譲住宅の購入をする者は、山梨県住宅供給公社の発行する購入証明書(第3号様式)を、建売住宅を購入する者は「機構融資対象建売住宅確認書」の写を、マンションを購入する者は、平成13年3月31日以前に建築確認を申請しているマンションについては「販売に関する届出書」の写、平成13年4月1日以降に建築確認申請を申請しているマンションについては「設計審査判定通知書(マンション)」の写を、機構融資対象住宅である中古住宅を購入する者は、「リ・ユース住宅調査判定書」の写を受託金融機関に提出するものとする。

ただし、購入証明書に代わる証明書等を提出し、受託金融機関が認めたときは、この限りではない。

(貸付の報告)

第12条 受託金融機関は、資金の貸付をしたときは、その月分をとりまとめ、貸付者名簿(第4号様式)により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

(違約者に対する処置)

第13条 知事は、借受者が次の各号の一つに該当するときは、貸付決定を取り消し、若しくは解除し、又は貸付金を期限前に償還させることができるものとする。

(1) 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき。

(2) その他、貸付の条件に違反したとき。

- 2 受託金融機関は、前項各号に規定する事由を発見した場合は、速やかに知事にその旨を報告するものとする。
- 3 知事は、第1項各号に規定する事由に該当する者があると認めるときは、受託金融機関に対し、貸付決定の取り消し等を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成15年11月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成16年11月25日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成22年10月13日から施行する。